

「地域を支える建設業」検討会議 第43回全体会議 概要

1 日時

令和3年7月30日（金） 13時30分～15時30分

2 場所

ホテル国際21 3階 千歳の間

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設部次長は「座長」。）

長野県職員建設女性の会（オブザーバー。以下、「会」。）

4 あいさつ

（1）田中建設部次長（長野県）

- ・ 建設部では上半期に約6割の執行目標に対して約56%の契約率、令和2年度2月補正の原則全て公告目標に対して約94%の公告率を達成。建設業の皆様のご協力に感謝するとともに、引き続き円滑な執行をお願いしたい。
- ・ 担い手確保については、週休2日確保やICT活用・BIM/CIM推進など意見交換しながら進めてまいりたい。高校生だけでなく、進路選択の早い段階として中学生に対する取組を連携して進めたい。
- ・ 県ではゼロカーボン戦略を策定したところ。青年部を中心に勉強会を行っていると同っており、ゼロカーボンに対する率先した取組に感謝する。一緒に取組を進めてまいりたい。

（2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 全体会議に先立ち分科会で各課題を詳しく審議されており、過去からも大きく改善が進んできている。本会議でも建設業地域を支えていけるよう健全に経営を続けるため、各課題解決に向けて検討をお願いする。
- ・ 県内の災害復旧は着実に進んでいるが、熱海市の民間企業による盛土問題には注目している。建設残土の処理には各社苦勞しているところであり、市町村に対するご指導をお願いしたい。
- ・ 5か年加速化対策は安定、継続的な予算により希望と勇気を持った経営改善に期待するが、景況調査をみると建設業界各社は過去の経過から悲観的であり企業のマインドが暗く低い。新3Kの取組には悲観的では実現できないため、企業も希望が持てる施策を継続して打ち出してほしい。

5 議 事

(1) 県からの報告事項（県から説明）

- ① 入札制度等の見直しについて 県資料 1
- ② 優良技術者表彰評価方法の見直しについて 県資料 2
- ③ 6月末の執行状況（5か年加速化対策） 県資料 3
- ④ 建設産業における担い手の確保・育成と生産性の向上について 県資料 4
- ⑤ 災害時における応急対策業務に関する協定について 県資料 5
- ⑥ 令和元年東日本台風 災害復旧工事の進捗状況 県資料 6

・ 質疑応答

[協会] 総合評価落札方式における建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）の活用にあたり、受注後に元請けが加入するとともに技能者や協力会社の加入が必要となるが、元請け、協力会社及び技能者の加入手続きそれぞれに約1ヶ月の時間を要している。

また、協力会社の100%加入できるか不確定であるが、手続きの例として、加入依頼文書を送付し、協力会社から回答文書を受理するなど文書を残している。手続きをどこまで進めればよいのか、県として登録の基準、具体的にどう手続きすると良いかやり方を示してはどうか。

[県] 協力会社も100%加入することが望ましいが難しい面があるため、重要性を説明していただいたことで達成したとして運用している。ご意見について、今後の検討材料としていきたい。

(2) 県・協会からの報告事項（「建築」、「中学校における職場体験」の取組について説明）

- ⑦ 令和3年度 高校生を対象とした建築現場体験について 県資料 7
- ⑧ 長野工業高校建築科生徒講習（施工図講習）について 協会資料 No. 2

[協会] 工業高校生アンケートでは、県内建設業志望は9名のみであったが、建設業に対しては「やりがい」、「達成感」があるという声が多かった。業界が気にする「3K」を悲観する声はなかった。

就職や進路を選択する2年生を対象とした取組を進めたいと考えている。

- ⑨ 建設現場における中学生の職場体験学習の受入れについて 県資料 8
- ⑩ 埴生中学校「職場体験学習」講習会について 協会資料 No. 3

[協会] 中学生を対象とした取組は、各支部で担当しながら広げていきたいと考えている。全県に広げることは大変だが、15支部青年部を中心に商工会の建設部会・キャリア教育担当委員会、建設部ともタイアップして地域差なく進めていきたいので協力をお願いする。

[座長] よい取組であり、全県に広げていけるよう相談していく。建設業は内容が明確で子どもにも分かりやすい業界。達成感、やりがいやどんな業界かをしっかり説明して入職を促進していきたい。

(3) 協会からの要望事項等 協会資料 No. 1

① 公共事業予算の持続的・安定的な確保について

[協会] 地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たし、頻発する災害から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、災害に強い国土づくりに貢献するとともに、働き方改革、生産性向上を進め、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、経営基盤の強化、経営の安定化が大変重要である。

このため、公共事業予算の持続的・安定的な確保と工事の円滑な施工について下記の要望をする。

① 令和3年度当初予算に於いて、1,324億円という多くの公共事業費が盛り込まれたことに御礼申し上げるとともに、令和4年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をさせていただきようお願いする。

② 国に於いては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定されたところであるが、これを活用した予算については、出来る限り当初予算で計画的に計上していただくようお願いする。

[県] ① (令和4年度予算の持続的・安定的な確保)

・令和3年度の当初予算における公共事業費は、令和2年度2月補正予算と一体的に編成されており、2月補正予算を含めると対前年度から84億円の増となっている。とりわけ、建設部当初予算については、107億円の増となっている。

・令和4年の公共事業予算についても、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、今後も必要な予算を持続的・安定的に確保できるよう努めてまいる。

② (5か年加速化対策の当初予算での計画的な計上)

・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度については、国の令和2年度第3次補正予算で措置されたため、県では令和2年度2月補正予算として計上したところ。

・しかしながら、補正予算で措置された場合は、債務負担行為の有効活用ができないなど計画的な発注ができない状況となっている。

・県としても、激甚化する風水害や切迫する大規模地震災害に対して、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、当初予算において必要な予算を安定的・継続的に確保するよう、国に対して要望をしているところ。

[座長] 5か年加速化対策の計画的な計上のため、予算が抑制されないよう執行率の向上を図ってまいる。令和4年度概算要求基準が発表されているが、

2年前同様に対前年0.9のシーリングと特別枠のスタイルとなっている。国土強靱化予算の当初予算による確保について、一緒に要望してまいりたい。

② 工事の円滑な施工の確保について

[協会] ① 長野県建設部におかれては、予算執行方針として、上半期に全体の概ね6割以上の契約を目標とされ、また、令和2年度2月補正予算については原則として6月末までに公告することを目標とされているところであるが、7月末現在のブロック別発注状況をお示しいただくようお願いする。

② 令和2年度予算の発注工事については、令和3年度末までに竣工しなければ事故繰越になってしまうが、既に発注された工事でも、設計変更の必要があり工期延期が見込まれる、他の管理者施設との接続部分が未設計である、用地取得が一部未了等の事例があり事故繰越が懸念される。

年度末にかかる工期等を変更する等の必要が生じた場合には、速やかに事故繰越の手続きや設計変更をしていただくとともに、施工条件を速やかに整えていただくようお願いする。

③ 国土交通省関東地方整備局におかれては令和3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に「工事工程表の開示」を原則とされている。工事の円滑な施工の確保という観点からも、長野県に於ける「工事工程表の開示」の取組状況についてご教示願う。

④ 予算の執行に当たり、更に平準化が進むようお願いする。

[県] ① (7月末時点のブロック別発注状況)

・2月補正予算の公告については、6月末時点での公告率は94.4%と概ね計画どおりの進捗となっている。6月末のブロック別の状況は、県資料3の裏面を確認されたい。各ブロックでの差は大きくないと考えている。

② (年度末における繰越、設計変更、施工条件)

・事業の執行にあたっては、事故繰越のないよう努めている。特に年度末工期の工事については、受注者の皆様としっかりと工程管理を行った上で、施工条件の変更の場合は、速やかに設計変更の手続きを行ってまいる。なお、ご指摘のような施工条件が未整備の状態ですぐに滞ることのないよう、発注機関には周知してまいる。

③ (工事工程表の開示)

・公共工事の品質確保、働き方改革の観点から適正な工期設定は重要と考えている。週休2日制を踏まえた各職種における適正な工程、制約条件明示など適正な工期の設定に努めているところ。工事工程表の開示については、国や他県の取組を参考に検討してまいる。

④（平準化の推進）

- ・平準化の取組は ①債務の活用 ②年度当初の工事量の確保 ③早期契約制度等の活用 の3つ。
- ・県資料4のとおり、令和元年と令和2年とを比較すると、それぞれ取組の数值は伸びている。
- ・今後も現場の皆様の意見をお聞きし、連携しながら平準化を図ってまい
る。

③ 長野県優良技術者表彰制度の見直しについて

[協会]

この度、長野県におかれましては令和3年度長野県優良技術者表彰を実施されるにあたり、令和3年3月23日に開催された「地域を支える建設業」検討会議第42回全体会議で示された「発注機関の推薦方式」から、建設工事については工事成績評定点の上位の工事から技術者及び企業を選定するよう見直された。前回の全体会議の県資料で課題を掲げられているが、これらも含めてこの表彰制度について現時点で以下の課題が考えられる。

- ① 地域に密着した企業や技術者への評価を反映しにくい可能性がある。
- ② 企業や技術者の受賞に地域差が生じる可能性がある。
- ③ 建設部・農政部・林務部発注工事の分野、工種により工事成績評定の内訳が異なり、基礎点も違うので評定点にバラツキがあると思われるが、公平性が確保されない可能性がある。
- ④ 管理測点が少ない工事や舗装工事など、元々評定点の満点が工事特性により低い工事があるので、単純に評定点のみだと高い点数を取り易い工事に偏ることが考えられる。
- ⑤ 技術者に対する評価・表彰と言う事で1社当たりの受賞者数の上限が無いが、評定点の配点にも関係してくるが、例え評定点は少し劣っても現場で本当に苦勞した技術者が評価されにくいことが考えられる。施工管理、出来栄への評価を上げていただきたい。
- ⑥ 優良技術者表彰制度について、前回までは発注機関の推薦方式の方向で進んでおり協会員からも賛同を得ていたが、発注機関（事務所長）の推薦方式の場合は、地域に密着した建設業の観点から、不調が懸念される難工事を苦勞して安全に、良い品質で竣工させた等、事務所長の権限により、一概に工事評価点のみでは図れない工事を考慮することができ、携わった企業・技術者を勞う事にもつながると考える。また、不調・不落の抑制になるのではと考える。

以上を踏まえて、今回の見直しの状況を検証していただき、課題の解決が十分できない様であれば、総合評価落札方式における加點評価の方法や事務所長推薦方式も含めて、再度の見直しも視野に入れていただくようお

願います。

[県] ・検証方法、課題等について協会のご意見も参考にし、検討してまいります。
なお、現時点の課題に対する回答は下記のとおり

① 工事成績評定点の項目別評定点において、地域への貢献等を評価する項目があるので、地域に密着した企業や技術者への評価については適切に評価できると判断している。

② 地域差は過年度の状況と変わらないと判断している。

③ それぞれの分野、工種毎に適正に評価をするために評価項目を設定しているため、評価項目は分野、工種毎に異なることをご理解願う。

全県統一の工事成績評定要領に基づき評価しているため、公平性は確保されていると判断しており、基礎点は全て同一である。

④ 施工延長が短く出来形管理の管理測点が 10 点未満の場合と品質管理の測定数が 10 点未満の場合は、ばらつき評価をしていないため評定点は満点にならない。

施工延長が長く管理測点や品質管理の測定回数が 10 点以上の多い現場と、10 点未満の現場とでは、施工管理の難易度を考慮して評定方法に差を付けている。

ばらつき評価を規格内に収めるには、適切な施工管理が必要なことから、高い点数を取りやすい工事はないと判断している。

⑤ 工事成績評定点の項目別評定点において、施工条件等への対応を評価する項目により、現場で苦勞した点を評価できると判断している。

施工管理、出来栄の評価点は、国の要領に準じて配点しており、評価点を見直すことは検討していない。

⑥ 発注機関（事務所長）の推薦方式では、公平性、透明性、恣意性の確保が困難であること、事務所間の公平性の確保が困難であることから工事成績評定点による選定方式とした。

[座長] 工事竣工後に表彰を得るための作業の負担が大きかったが、建設工事を品質良く仕上げたことに対する評価をするという本来の姿に戻したものの、懸念されていることについては分析しながら検証してまいりたい。

[協会] 評定点が原則となることは納得するが、会員から相当数の質問が出ており、懸念がある。企業や現地機関の負担は減少するが、検査側の負担は増加すると考える。

表彰自体はよいが、総合評価落札方式におけるインセンティブの与え方が課題となるため、十分な検討をお願いしたい。

[県] 再度の見直しも視野に入れながら検証を進めていく。総合評価における取扱いについても検討してまいりたい。

④ 建設現場の遠隔臨場について

[協会] 国土交通省関東地方整備局におかれては、令和3年度の建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定され、本官工事は発注者指定型、分任官工事の3億円以上は発注者指定型、その他全ての工事についても受注者へ意向を確認し試行を実施等とされており、遠隔臨場の取組を強化されている。

遠隔臨場は、ウェアラブルカメラと配信システムを利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施するもので、この取組はインフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上が期待されている。

長野県に於ける遠隔臨場の取組方針についてご教示願う。

[県] ・県では、令和2年5月から現場臨場の削減による効率的な時間の活用のほか、新型コロナウイルス感染防止を目的として「段階確認」、「材料確認」及び「立会」にいて遠隔臨場を試行している。

・対象工事は、施工現場が遠隔地で移動に多くの時間を要する工事や構造物等の立会頻度が多い工事について発注者指定型として実施している。

また、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合も、受注者希望型として実施している。

・令和2年度の実績は9箇所。

(発注者指定型7箇所、受注者希望型2箇所。)

・今年度6月には発注者側のインターネット環境の整備と高機能PCを各現地機関に2台程度配置をした。

・昨年度以上に遠隔臨場を活用し効率的な時間の活用を図っていく。

(4) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 技術力の確保・向上分科会 | 分科会資料 No. 1 |
| ② 維持管理・危機管理分科会 | 分科会資料 No. 2 |
| ③ 施工・品質確保分科会 | 分科会資料 No. 3 |

(5) 協会青年部・女性部からの報告

(各部会長からの報告)

- ① 建設業社会貢献活動推進月間中央行事について **協会資料 No. 4**

[座長] 表彰は積極的な取組が高く評価された結果と考える。引き続き積極的な取組をお願いしたい。

- ② 令和3年度女性部会活動について **協会資料 No. 5**

[座長] コロナ禍で制約があるが、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

(6) その他

- ① 長野県職員 建設女性の会 **資料**

[会] 建設産業はものが残り、携わったことに誇りを持っているが、発信をし

ていきたい。また、女性の視点から課題に対する改善案を示していきたい。

(7) 講評(東日本建設業保証株式会社 小池支店長) 資料

- ・ 前払金保証取扱からみた長野県内の公共工事の状況について報告する。
- ・ 2021年度は委託業務を含む全体で1,260件、請負金額は約1,075億円、対前年件数6.2%、金額0.3%増加となっている。
- ・ 県の委託業務を除く発注工事は、請負金額1億円未満は件数13.5%増、請負金額は21%増加となり、1億円以上は件数28.1%減、43.9%減となっている。公告は進んでいるため、大型工事についても実績が増えてくると考える。

6 閉会あいさつ(栗林技術管理室長)

- ・ 参考となる多くの意見に感謝する。CCUSの県からのアナウンスは改善したい。
- ・ 中学校、高校の取組はぜひ全県に拡げていけるよう協力したい。
- ・ インフラ整備が円滑に進むよう受発注者が連携して同じ方向で進められるよう、様々な機会において意見交換、情報共有を図ってまいりたい。

以 上